

福岡県公報

令和7年6月6日
第 601 号

目次

告 示（第367号－第373号）

○道路の区域の変更	（道路維持課）	1
○道路の区域の変更	（道路維持課）	1
○道路の区域の変更	（道路維持課）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	2
○道路の供用の開始	（道路維持課）	2
○道路の供用の開始	（道路維持課）	2
○鳥獣捕獲等事業の変更	（経営技術支援課）	3

公 告

○競争入札参加者の資格等	（総務事務厚生課）	3
○一般競争入札の実施	（教育庁施設課）	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	（農村森林整備課）	7
○落札者等の公示	（情報政策課）	8
○建築基準法に基づく道路の指定	（建築指導課）	9
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	（建築指導課）	13
○私道の廃止及び変更の承認	（建築指導課）	15
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	16
○落札者等の公示	（県営住宅課）	16
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	（環境保全課）	17

監 査 委 員

○包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の 監査の事務を補助できる期間	（監査委員事務局総務課）	17
--	--------------	----

○監査結果の報告に係る措置の公表	（監査委員事務局総務課）	17
○監査結果の報告に係る措置の公表	（監査委員事務局監査第一課）	20
○監査結果の報告に係る措置の公表	（監査委員事務局監査第一課）	27
○監査結果の報告に係る措置の公表	（監査委員事務局特別監査室）	31

告 示

福岡県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築 県 道		須磨園 南 原 線 曾 根	前	京都郡荊田町大字提2804番先から 京都郡荊田町大字雨窪338番1先まで	16.8 ～ 107.5	880.0
			後	京都郡荊田町大字提2804番先から 京都郡荊田町大字雨窪338番1先まで	16.0 ～ 36.6	880.0

福岡県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-------	------------	-----	---------------	---------------

飯 塚	国 道	200号	前	飯塚市西町1826番17先から 飯塚市西徳前357番289先まで	22.5 ～ 26.0	70.5
			後	飯塚市西町1826番17先から 飯塚市西徳前357番289先まで	23.4 ～ 37.0	70.5

福岡県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築 県 道	稲 童 新田原 停車場	線	前	行橋市大字稲童2559番 1 先から 行橋市大字道場寺1465番 1 先まで	10.0 ～ 42.0	1120.0
			後	行橋市大字稲童2559番 1 先から 行橋市大字道場寺1465番 1 先まで	10.0 ～ 42.0	1120.0

福岡県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

京 築	国 道	496号	前	行橋市南泉四丁目662番 5 先から 行橋市南泉四丁目629番 5 先まで	10.7 ～ 13.0	180.5
			後	行橋市南泉四丁目662番 5 先から 行橋市南泉四丁目629番 5 先まで	8.0 ～ 13.0	180.5

福岡県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 6 月 6 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	496号	行橋市南泉四丁目655番 4 先から 行橋市南泉四丁目629番 5 先まで

福岡県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 6 月 6 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	筑 前 植 木 線 停車場	直方市大字植木1176番 2 先から 直方市大字植木3287番81先まで

福岡県告示第373号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、令和7年5月9日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和7年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業者の名称	住 所	代表者の氏名
特定非営利活動法人フォーチュンプラス	久留米市津福今町483番地10	大原 進

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
学習者用インターネット外部回線追加機器賃貸借契約
- 競争入札参加者の資格
 - 競争入札に参加することができない者
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
 - 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - 消費税及び地方消費税に未納のある者
 - 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- 従業員数
 - 年間売上高
 - 自己資本金
 - 流動比率
 - 経営年数
 - 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- 申請方法
次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第 10 号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第 11 号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の 12 月 31 日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第 4 号）

ケ 営業概要表（様式第 5 号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

- ツ 返信用封筒（460 円切手を貼付した長形 3 号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和 7 年 6 月 25 日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7 年 10 月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1) の有効期間の更新を希望する者は、令和 7 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 6 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

学習者用インターネット外部回線追加機器賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和7年9月1日から令和9年8月31日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和5年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年7月17日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA、A
05	02	電気通信機器	AA、A
13	08	リース・レンタル	AA、A

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課（県庁行政棟4階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）

（FAX）092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和7年6月6日（金曜日）から令和7年6月27日（金曜日）までの福岡県の休日 を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年7月17日（木曜日）午前10時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県庁 4 階 教育庁ミーティングルーム

(2) 日時

令和 7 年 7 月 17 日（木曜日）午前 10 時 30 分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11 により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加

わるができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の 100 分の 5 に達しない入札。

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申し立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and installtion of module for use in prefectural schools in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit of Tender :
10 : 00 on July 17, 2025
- (3) Contact Point for the Notice : Facilities Management Division,
Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3880

公告

行橋市御清水池土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
木村 昭一	行橋市行事一丁目13番36号 木村和則方
福島 隆	行橋市行事五丁目13番15号
吉武 頼隆	行橋市大字長木111番地
廣瀬 茂	行橋市大字草野210番地 1

榎本 武治	行橋市大字下津熊1041番地 1
中村 文夫	行橋市大字長音寺71番地
平塚 省吾	行橋市大字吉国508番地 2
矢澤 安二	行橋市大字二塚319番地 2
川本 重美	行橋市大字延永109番地
藏園 公紀	行橋市大字延永814番地
楠 利徳	行橋市大字長尾381番地
島田 文男	行橋市大字下崎494番地 2
岡本 輝美	行橋市大字下崎971番地
野田 正義	行橋市大字福丸723番地
野田 誠一郎	行橋市大字福丸900番地 1
川上 英巳	行橋市大字入覚1481番地
井上 昭雄	京都郡苅田町大字岡崎264番地
麦田 秀邦	京都郡苅田町大字上片島1923番地 1
中園 達憲	京都郡苅田町大字下片島946番地
定房 秀幸	京都郡みやこ町勝山黒田1629番地 1
別府 利文	京都郡みやこ町勝山黒田2109番地 1
井上 博敏	京都郡みやこ町勝山黒田2449番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
森 清孝	行橋市大字入覚1424番地
松本 正幸	京都郡苅田町大字上片島2132番地

3 就任理事

氏 名	住 所
木村 昭一	行橋市行事一丁目13番36号 木村和則方
福島 隆	行橋市行事五丁目13番15号
吉武 頼隆	行橋市大字長木111番地
廣瀬 茂	行橋市大字草野210番地 1
榎本 武治	行橋市大字下津熊1041番地 1
中村 文夫	行橋市大字長音寺71番地
平塚 省吾	行橋市大字吉国508番地 2
矢澤 安二	行橋市大字二塚319番地 2
川本 富士美	行橋市大字延永109番地
藏園 公紀	行橋市大字延永814番地
楠 利徳	行橋市大字長尾381番地
島田 文男	行橋市大字下崎494番地 2
岡本 輝美	行橋市大字下崎971番地
野田 正義	行橋市大字福丸723番地
野田 亜由美	行橋市大字福丸900番地 1
川上 英巳	行橋市大字入覚1481番地
森田 文久	京都郡苅田町大字岡崎316番地 6
麦田 秀邦	京都郡苅田町大字上片島1923番地 1
中園 達憲	京都郡苅田町大字下片島946番地
定房 秀幸	京都郡みやこ町勝山黒田1629番地 1
別府 利文	京都郡みやこ町勝山黒田2109番地 1

井上 明治	京都郡みやこ町勝山黒田2682番地 1
-------	---------------------

4 就任監事

氏 名	住 所
森 清孝	行橋市大字入覚1424番地
松本 正幸	京都郡苅田町大字上片島2132番地
井上 明治	京都郡みやこ町勝山黒田2682番地 1

藤本 敏昭	京都郡みやこ町勝山黒田2689番地
-------	-------------------

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 6 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称
情報システムアウトソーシング業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 契約の相手方を決定した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社 Q T n e t
(2) 住所
福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
180,072,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条 1 (c)(i)に該当

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
6 福整 第44号	令和 6 年 4 月 2 日	令和 8 年 3 月31日 まで	起点：糟屋郡志免町大字吉原95－ 1 地先 終点：糟屋郡志免町大字吉原273 － 1 地先	800.00	25.0
6 福整 第44号 － 3	令和 6 年 10月31日 まで	令和 8 年 3 月31日 まで	①： 起点：糟屋郡新宮町大字下府675 － 1 終点：糟屋郡新宮町大字下府678 － 11 ②： 起点：糟屋郡新宮町大字下府698 終点：糟屋郡新宮町大字下府725 － 6 ③： 起点：糟屋郡新宮町大字下府826 － 2 終点：糟屋郡新宮町大字下府690 － 3 ④： 起点：糟屋郡新宮町大字下府808 － 1 終点：糟屋郡新宮町大字下府818 － 1 ⑤： 起点：糟屋郡新宮町大字下府815 終点：糟屋郡新宮町大字下府815	①：340.0 ②：200.0 ③：136.0 ④：253.0 ⑤：38.0	①：5.0～ 15.5 ②：9.0 ③：14.0 ④：8.5 ⑤：6.0

			⑥： 起点：糟屋郡新宮町大字下府817 － 6 終点：糟屋郡新宮町大字下府817 － 6 ⑦： 起点：糟屋郡新宮町大字下府1265 － 6 終点：糟屋郡新宮町大字下府1285 － 3 ⑧： 起点：糟屋郡新宮町大字下府1266 － 1 終点：糟屋郡新宮町大字下府1274 ⑨： 起点：糟屋郡新宮町大字下府1267 終点：糟屋郡新宮町大字下府1271	⑥：32.0 ⑦：459.0 ⑧：232.0 ⑨：47.0	⑥：7.0 ⑦：6.0～9.0 ⑧：6.0 ⑨：6.0
6 福整 第44号 － 4	令和 7 年 1 月 8 日	令和 7 年 7 月31日 まで	起点：糸島市多久559－ 2 地先 終点：糸島市多久359－ 3 地先	193.85	11.5～11.5
6 福整 第44号 － 5	令和 7 年 3 月31日	令和 9 年 3 月 1 日 まで	起点：糸島市大門198番 2 地先 終点：糸島市大門176番地先	235.0	11.6～14.5
5 久整 第1015 号－ 3	令和 6 年 1 月25日	令和 7 年 9 月30日 まで	起点：小郡市小郡字才町1672－ 1 終点：小郡市小郡字京坪1778－ 2	525.41	13.65
6 久整 第1898 号	令和 6 年 12月17日	令和 8 年 12月15日 まで	起点：三井郡大刀洗町大字鶴木54 番 8 先 終点：三井郡大刀洗町大字鶴木54 番16先	21.0	17.0～34.0
6 那整 第140号	令和 6 年 4 月10日	令和 7 年 3 月31日 まで	起点：筑紫野市塔原東三丁目497 番 1 終点：筑紫野市塔原東三丁目497 番 1	65.38	5.11～6.00
6 那整 第338号	令和 6 年 5 月 2 日	令和 7 年 10月31日 まで	起点：太宰府市朱雀六丁目146 終点：太宰府市朱雀六丁目149	35.00	14.00
6 那整 第338号 － 2	令和 6 年 5 月13日	令和 6 年 6 月30日 まで	起点：那珂川市中原六丁目60番 2 終点：那珂川市中原六丁目60番 2	22.00	8.28～8.51
6 那整 第338号 － 3	令和 6 年 6 月 5 日	令和 8 年 5 月29日 まで	起点：大野城市東大利二丁目243 － 1 地内 終点：大野城市下大利団地257－ 8 地内	165.0	6.0

6 那整 第338号 － 4	令和 7 年 3 月17日	令和 7 年 11月30日 まで	①： 起点：那珂川市道善五丁目43地先 終点：那珂川市恵子142－ 1 の一 部 ②： 起点：那珂川市恵子一丁目1005地 先 終点：那珂川市恵子二丁目103－ 5 地先③： 起点：那珂川市道善1073－ 1 の一 部 終点：那珂川市恵子三丁目262－ 6 地先 ④： 起点：那珂川市道善166の一部 終点：那珂川市道善273－ 1 の一 部 ⑤： 起点：那珂川市道善五丁目1078－ 1 地先 終点：那珂川市恵子141－ 1 の一 部 ⑥： 起点：那珂川市道善五丁目24地先 終点：那珂川市道善五丁目28－ 7 地先 ⑦： 起点：那珂川市恵子三丁目261－ 1 の一部 終点：那珂川市恵子三丁目127－ 26地先 ⑧： 起点：那珂川市恵子三丁目262－ 1 地先 終点：那珂川市恵子三丁目140－ 11地先 ⑨： 起点：那珂川市恵子三丁目127－ 18地先 終点：那珂川市恵子三丁目130－ 1 の一部 ⑩：起点：那珂川市恵子三丁目 133－ 6 地先 終点：那珂川市恵子三丁目139－ 1 地先 ⑪： 起点：那珂川市恵子142－ 1 の一 部	①：370.03 ②：74.86 ③：123.89 ④：98.68 ⑤：102.28 ⑥：99.57 ⑦：78.25 ⑧：180.82 ⑨：57.30 ⑩：86.07 ⑪：142.67 ⑫：27.24 ⑬：101.44.	①：16.00～ 18.2 ②：9.00～ 9.1 ③：9.00 ④：8.5 ⑤：8.5 ⑥：6.00 ⑦：6.00 ⑧：6.00 ⑨：6.00 ⑩：6.00 ⑪：6.00 ⑫：6.00 ⑬：4.00
----------------------	------------------	------------------------	--	--	--

			終点：那珂川市恵子276－ 3 の一 部 ⑫： 起点：那珂川市恵子三丁目260－ 7 地先 終点：那珂川市恵子三丁目113－ 7 地先 ⑬： 起点：那珂川市道善255－ 5 の一 部 終点：那珂川市道善257－ 3 の一 部		
6 那整 第338号 － 5	令和 7 年 1 月24日	令和 9 年 1 月20日 まで	①： 起点：春日市桜ヶ丘二丁目 1 番 3 終点：春日市桜ヶ丘二丁目 2 番 2 ②： 起点：春日市桜ヶ丘二丁目 4 番 3 終点：春日市桜ヶ丘二丁目 4 番 3	①：14.00 ②：21.00	①：20.5 ②：20.4
6 那整 第338号 － 6	令和 7 年 2 月25日	令和 9 年 2 月15日 まで	起点：春日市須玖北六丁目98番 終点：春日市須玖北九丁目120番	420.0	22.0～25.0
6 那整 第338号 － 7	令和 7 年 3 月17日	令和 7 年 12月31日 まで	起点：筑紫野市大字下見321番 2 終点：筑紫野市大字下見321番 2	27.88	9.15～9.57
6 那整 第338号 － 8	令和 7 年 2 月27日	令和 9 年 2 月24日 まで	起点：大野城市白木原三丁目195 番 2 地内 終点：大野城市東大利二丁目407 番地内	810.0	24.00
6 那整 第338号 － 9	令和 7 年 3 月14日	令和 9 年 3 月14日 まで	起点：太宰府市朱雀四丁目2598－ 5 終点：太宰府市朱雀四丁目2598－ 7	40.00	14.8～15.6
6 北整 第551号	令和 6 年 5 月27日	令和 7 年 3 月30日 まで	起点：宗像市河東字福崎の前1054 番 4、2224番 1 終点：宗像市河東字福崎の前1046 番 3	35.4	2.18～5.45
6 北整 第551号 － 2	令和 6 年 8 月 1 日	令和 8 年 7 月31日 まで	起点：中間市岩瀬三丁目605番62 終点：中間市岩瀬三丁目605番66	216.0	11.0～23.0
6 北整 第551号 － 3	令和 6 年 8 月20日	令和 6 年 12月31日 まで	起点：宗像市江口字千疋115－ 20 地先 終点：宗像市吉田字轟22－ 9	175.7	1.91～10.00
6 飯整 第1743 号	令和 7 年 3 月12日	令和 9 年 2 月28日 まで	起点：飯塚市北古賀805番地先 終点：飯塚市北古賀535番 4 地先	270.00	9.75～11.53

6 南整 柳第182 号	令和 6 年 5 月27日	令和 8 年 3 月31日 まで	起点：柳川市三橋町今古賀56 終点：柳川市三橋町今古賀56	90.0	11.0
6 南整 柳第182 号－ 2	令和 6 年 9 月25日	令和 8 年 3 月31日 まで	起点：柳川市七ツ家字大沢開1142 番 3 終点：柳川市間字中開1799番 2	1228.4	10.5～26.4
6 南整 柳第182 号－ 3	令和 6 年 11 月 1 日	令和 8 年 10 月31日 まで	起点：柳川市上宮永町78番 6 先 終点：柳川市上宮永町76番29先	30	19.0～47.6
6 南整 柳第182 号－ 4	令和 6 年 12 月 3 日	令和 8 年 10 月31日 まで	起点：柳川市立石885番 1 先 終点：柳川市蒲生975番 1 先	208.2	9.9～14.4
6 南整 柳第182 号－ 5	令和 6 年 12 月 5 日	令和 8 年 11 月30日 まで	起点：柳川市金納542番 3 先 終点：柳川市矢加部669番 5 先	1210	13.0～32.0
6 南整 柳第182 号－ 6	令和 7 年 2 月20日	令和 9 年 1 月31日 まで	起点：大川市大字鐘ヶ江24番先 終点：大川市大字鐘ヶ江749番先	293	11.6～31.6
6 南整 柳第182 号－ 7	令和 7 年 2 月21日	令和 9 年 3 月31日 まで	起点：柳川市坂本町28番14 終点：柳川市筑紫町字東荒野408 番 4	①：344.0 ②：286.2	①：18.0～ 21.0 ②：18.0～ 21.0
6 南整 柳第182 号－ 8	令和 7 年 3 月17日	令和 9 年 3 月31日 まで	起点：みやま市瀬高町上庄字腐道 685番 4 終点：みやま市瀬高町上庄字吉田 741番 4	213	6.10～12.75
6 南整 柳第182 号－ 9	令和 7 年 3 月18日	令和 9 年 3 月31日 まで	起点：みやま市高田町下楠田字渡 瀬1703 終点：みやま市高田町下楠田字渡 瀬1645－ 2	340	11.36～12.56
6 女整 第392号	令和 6 年 5 月27日	令和 8 年 3 月31日 まで	①： 起点：筑後市大字長浜字島廻1268 － 2 終点：筑後市大字長浜字行町1205 ②： 起点：筑後市大字長浜字島廻1269 終点：筑後市大字長浜字行町1216 ③： 起点：筑後市大字長浜字行町1223 終点：筑後市大字長浜字行町1216 ④： 起点：筑後市大字長浜字行町1205 終点：筑後市大字長浜字行町1207 ⑤：	770.6	6.0

			起点：筑後市大字長浜字井樋ノ口 1204 終点：筑後市大字長浜字井樋ノ口 1204 ⑥： 起点：筑後市大字長浜字井樋ノ口 1169－ 1 終点：筑後市大字長浜字井樋ノ口 1204		
6 女整 第392号 － 2	令和 6 年 9 月 6 日	令和 8 年 3 月31日 まで	起点：筑後市大字下北島1139番 1 先 終点：筑後市大字井田910番 1 先	1735	10.5
6 女整 第392号 － 3	令和 6 年 9 月12日	令和 8 年 8 月31日 まで	起点：筑後市大字水田899番 1 先 終点：筑後市大字水田37番先	585.5	10.9～35.9
6 女整 第392号 － 4	令和 7 年 1 月10日	令和 8 年 3 月31日 まで	起点：筑後市大字下北島146－ 4 終点：筑後市大字下北島147－ 2	41.0	9.0
6 女整 第392号 － 5	令和 7 年 2 月27日	令和 9 年 3 月31日 まで	起点：八女市黒木町木屋24番 3 地 先 終点：八女市黒木町桑原613番 1 地先	374.2	6.6～28.4
6 女整 第392号 － 6	令和 7 年 3 月 7 日	令和 9 年 3 月31日 まで	起点：筑後市大字熊野字車路1470 － 4 地先 終点：筑後市大字熊野字野中281 － 3 地先	380.0	11.80～53.93
6 女整 第392号 － 7	令和 7 年 3 月28日	令和 9 年 3 月31日 まで	起点：八女郡広川町大字広川408 番 2 先 終点：八女郡広川町大字広川200 番 1 先	259.2	11.4～13.4
6 朝整 第217号	令和 6 年 5 月22日	令和 8 年 2 月28日 まで	起点：朝倉市甘木229番 2 終点：朝倉市甘木274番 1	334.0	12.4
6 朝整 第217号 － 2	令和 6 年 11 月25日	令和 8 年 3 月31日 まで	①： 起点：朝倉市小田1144番 1 終点：朝倉市小田1175番13 ②： 起点：朝倉市小田1144番 4 終点：朝倉市小田1175番 6	①：231.2 ②：111.7	①：6.0 ②：6.0
6 朝整 第217号 － 3	令和 7 年 2 月 3 日	令和 9 年 2 月 2 日 まで	起点：朝倉市甘木1224番12先 終点：朝倉市馬田502番 1 先	1162.2	14.8～44.7

6京整 第63号	令和6年 5月7日	令和7年 8月31日 まで	起点：京都郡みやこ町豊津字石走り590－2地先 終点：京都郡みやこ町豊津字石走り541－3地先	67.22	6.70～7.59
6京整 第63号 －2	令和7年 3月31日 まで	令和9年 3月31日 まで	起点：行橋市中央三丁目348番8 終点：行橋市中央二丁目2667番4	550.0	22.0
6田整 第1160 号	令和6年 12月10日	令和8年 3月31日 まで	①： 起点：田川郡添田町大字添田字岩石山2532－203地先 終点：田川郡添田町大字添田字岩石山2532－60地先 ②： 起点：田川郡添田町大字添田字岩石山2532－156地先 終点：田川郡添田町大字添田字岩石山2532－76地先	①：102.1 ②：210.5	①：10.0 ②：6.0
6田整 第1160 号－2	令和6年 12月25日	令和7年 3月31日 まで	①： 起点：田川郡大任町大字大行事2116番地1 終点：田川郡大任町大字大行事1800番地8 ②： 起点：田川郡大任町大字大行事1773番地1 終点：田川郡大任町大字大行事1800番地8 ③： 起点：田川郡大任町大字大行事1774番地1 終点：田川郡大任町大字大行事1776番地1 ④： 起点：田川郡大任町大字大行事1785番地 終点：田川郡大任町大字大行事1787番地 ⑤： 起点：田川郡大任町大字大行事1786番地 終点：田川郡大任町大字大行事1796番地 ⑥： 起点：田川郡大任町大字大行事1773番地1 終点：田川郡大任町大字大行事1774番地1	①：316.03 ②：354.94 ③：61.74 ④：65.75 ⑤：72.96 ⑥：212.21 ⑦：54.00 ⑧：22.35 ⑨：79.37	①：6.50 ②：6.00 ③：6.00 ④：6.00 ⑤：6.00 ⑥：6.00 ⑦：6.00 ⑧：6.00 ⑨：6.00

			⑦： 起点：田川郡大任町大字大行事1769番地1 終点：田川郡大任町大字大行事1770番地 ⑧： 起点：田川郡大任町大字大行事1770番地 終点：田川郡大任町大字大行事1769番地1 ⑨： 起点：田川郡大任町大字大行事2116番地1 終点：田川郡大任町大字大行事2116番地1		
6田整 第1160 号－3	令和7年 3月25日	令和7年 12月31日 まで	①： 起点：田川郡大任町大字大行事2116番地1 終点：田川郡大任町大字大行事1800番地8 ②： 起点：田川郡大任町大字大行事1773番地1 終点：田川郡大任町大字大行事1800番地8 ③： 起点：田川郡大任町大字大行事1774番地1 終点：田川郡大任町大字大行事1776番地1 ④： 起点：田川郡大任町大字大行事1785番地 終点：田川郡大任町大字大行事1787番地 ⑤： 起点：田川郡大任町大字大行事1786番地 終点：田川郡大任町大字大行事1796番地 ⑥： 起点：田川郡大任町大字大行事1773番地1 終点：田川郡大任町大字大行事1774番地1 ⑦： 起点：田川郡大任町大字大行事1769番地1	①：316.03 ②：354.94 ③：61.74 ④：65.75 ⑤：72.96 ⑥：212.21 ⑦：54.00 ⑧：22.35 ⑨：79.37	①：6.50 ②：6.00 ③：6.00 ④：6.00 ⑤：6.00 ⑥：6.00 ⑦：6.00 ⑧：6.00 ⑨：6.00

			終点：田川郡大任町大字大行事 1770番地 ⑧： 起点：田川郡大任町大字大行事 1770番地 終点：田川郡大任町大字大行事 1769番地 1 ⑨： 起点：田川郡大任町大字大行事 2116番地 1 終点：田川郡大任町大字大行事 2116番地 1		
--	--	--	--	--	--

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和7年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
6 福整第60号 － 2	令和6年6月20日	糟屋郡宇美町宇美中央四丁目 3583－ 1	31.25	5.00
6 福整第60号 － 3	令和6年6月20日	糟屋郡宇美町宇美中央三丁目 3683－ 8	25.84	6.00
6 福整第60号 － 1	令和6年7月1日	糟屋郡須恵町大字佐谷字長原 1314－79、1314－ 9の一部、 1314－ 4の一部	69.90	6.00
6 福整第60号 － 4	令和6年7月31日	糟屋郡須恵町大字植木字大塚 310番 2、311番 3、312番 1	28.57	4.50～4.52
6 福整第60号 － 5	令和6年7月25日	糟屋郡粕屋町仲原二丁目1991 番 7	28.6	4.0～4.01
6 福整第60号 － 6	令和6年7月30日	糸島市二丈吉井字西縄手3601 番 1	22.96	6.0
6 福整第60号 － 7	令和6年8月7日	糟屋郡須恵町大字須恵字松ヶ 浦132－12、132－ 6の一部、 132－81の一部	38.104	6.0～6.03

6 福整第60号 － 8	令和6年8月13日	糟屋郡須恵町大字植木字ヒハ ノ原2027－ 1、2003－66、里 道の一部	104.76	6.01～6.18
6 福整第60号 － 9	令和6年10月9日	糟屋郡須恵町大字植木字大塚 252番27、252番28、254番 6	3.72	4.50～5.00
6 福整第60号 －10	令和6年11月11日	糸島市篠原西二丁目801－25	18.64	4.50
6 福整第60号 －11	令和7年2月19日	糟屋郡須恵町大字植木字下小 川原679－26、679－20	41.39	6.00
6 福整第60号 －12	令和7年3月4日	糟屋郡宇美町宇美東一丁目 2682番 1、2684番 1、2684番 3	61.02	4.00～4.16
6 久整第2076 号	令和7年2月4日	三井郡大刀洗町大字鵜木字栗 崎1440番17	64.87	6.00～6.02
6 那整第775号	令和6年7月2日	春日市上白水十丁目2番 1、 5番 2、里道の一部、春日市 下白水南六丁目177番 1	34.14	4.00～4.50
6 那整第775号 － 2	令和6年12月10日	那珂川市今光八丁目528番 9 、528番10	16.21	4.0
6 北整第459号	令和6年5月28日	福津市津屋崎七丁目1588番 1 、1588番 3	73.19	4.48～6.01
6 北整第459号 － 2	令和6年7月1日	宗像市土穴三丁目237番 8、 237番 9、237番18、237番20	31.19	6.05
6 北整第459号 － 3	令和6年7月9日	遠賀郡水巻町猪熊五丁目170 番 1	43.53	6.00
6 北整第459号 － 4	令和6年7月9日	遠賀郡水巻町二東二丁目439 番 2、439番 1	32.10	4.50
6 北整第459号 － 5	令和6年11月15日	遠賀郡水巻町古賀一丁目978 番 1	36.56	6.00
6 北整第459号 － 6	令和7年3月18日	遠賀郡水巻町二西二丁目651 番 1、652番 1	44.95	6.00
6 北整第459号 － 7	令和7年3月18日	遠賀郡水巻町猪熊一丁目525 番 1	45.97	5.00
6 飯整第830号	令和6年9月10日	飯塚市平恒字上牟田961番 2 、962番 3の一部、963番 2の 一部、1222番の一部	122.14	6.05
6 飯整第830号 － 2	令和7年1月17日	飯塚市立岩字浦ノ谷1328番 3	20.00	6.03
6 飯整第830号 － 3	令和7年2月26日	飯塚市多田字前田237番 1、 236番 3の一部、236番 6の一 部、1001番 3の一部	56.80	4.00

6 南整柳第63号	令和 6 年 4 月10日	柳川市三橋町棚町字由類子277番 4、278番 1	55.40	6.00
6 南整柳第63号－ 2	令和 6 年 5 月30日	柳川市三橋町起田字古天神134番 3	75.93	6.02
6 南整柳第63号－ 3	令和 6 年12月10日	柳川市上町 6 番 4、10番 8、59番 6 の一部	59.71	4.50～6.02
6 南整柳第63号－ 4	令和 6 年12月19日	柳川市上町22番 1	34.45	4.01～5.00
6 南整柳第63号－ 5	令和 7 年 3 月24日	大川市大字鐘ヶ江字古開737番 1	56.64	6
6 女整第27号	令和 6 年 4 月18日	八女市稲富字六反田188番 9	34.85	6.10
6 女整第27号－ 2	令和 6 年 5 月 9 日	八女市本字屋敷田569番 3	30.75	6.01
6 女整第27号－ 3	令和 6 年 5 月10日	八女市稲富字錦町601番 2、601番 9、601番11、602番14、604番 3	83.69	6.09～6.70
6 女整第27号－ 4	令和 6 年 6 月 4 日	筑後市大字長浜字田代179番 9	80.40	6.00
6 女整第27号－ 5	令和 6 年 8 月14日	八女郡広川町大字久泉字上ドウメキ453番 7、453番 8、453番 3、453番 3 地先水路	33.93	6.08～6.11
6 女整第27号－ 6	令和 6 年 9 月12日	筑後市大字一条字牟田1206番 3	39.36	6.10
6 女整第27号－ 7	令和 6 年10月21日	筑後市大字熊野字沓丁畑874－ 8、876－ 8、水路の一部	86.75	6.00～6.02
6 女整第27号－ 8	令和 6 年10月22日	筑後市大字徳久字堀口67番 4、水の一部、道の一部	39.63	6.10
6 女整第27号－ 9	令和 6 年11月 7 日	八女市平田字楽田356－ 1、356－ 7、362－ 1、354－ 5 の一部	53.19	6.05
6 女整第27号－ 10	令和 6 年11月21日	筑後市大字熊野字玄ヶ野1829番 6	25.27	5.00
6 女整第27号－ 11	令和 6 年12月10日	八女郡広川町大字日吉字北東原280－ 8	30.18	6.15
6 女整第27号－ 12	令和 7 年 1 月 8 日	筑後市大字熊野字平藏免31番 6、35番 7	73.12	6.00～6.02
6 女整第27号－ 13	令和 7 年 1 月20日	八女市鵜池字北名206番 1、206番 2 の一部、水路の一部	42.37	6.03

6 女整第27号－ 14	令和 7 年 1 月22日	八女郡広川町大字新代字井手ノ上 9 番 1、9 番 9、八女郡広川町大字新代字後口461番 6	50.50	6.20
6 女整第27号－ 15	令和 7 年 3 月 5 日	筑後市大字長浜字鎧1815番76、1815番81、1815番82	34.98	5.10～5.21
6 朝整第28号	令和 6 年 4 月15日	朝倉郡筑前町東小田字昭和3361番 1	22.00	6.00
6 朝整第28号－ 2	令和 6 年 4 月18日	朝倉市甘木字椎木2438番 1、2438番14	106.90	6.02～6.33
6 朝整第28号－ 3	令和 6 年 5 月20日	朝倉郡筑前町東小田字中原2366番 3、2366番 8	27.20	6.00
6 朝整第28号－ 4	令和 6 年 6 月 3 日	朝倉郡筑前町朝日字薬師ノ上733番 2、733番 3、733番 4	23.29	6.00
6 朝整第28号－ 5	令和 6 年 6 月11日	朝倉郡筑前町朝日字朝日754番 3、754番 4、754番 6	68.931	6.00
6 朝整第28号－ 6	令和 6 年 7 月16日	朝倉郡筑前町中牟田字岸高429番10、447番 6 の一部	67.15	6.01
6 朝整第28号－ 7	令和 6 年 8 月19日	朝倉郡筑前町原地蔵字向野2222番 4	40.51	6.01
6 朝整第28号－ 8	令和 6 年 9 月 4 日	朝倉市堤字当正寺1200番 6、1241番 2 の一部、里道の一部	24.16	5.02～6.00
6 朝整第28号－ 9	令和 6 年 9 月 6 日	朝倉郡筑前町東小田字脇田1116番28	34.25	6.02
6 朝整第28号－ 10	令和 7 年 1 月 8 日	朝倉郡筑前町朝日字朝日754番 7、754番17、755番 6	13.3	6.00
6 京整第60号	令和 6 年 4 月 2 日	行橋市南泉二丁目370番 1	46.35	6.10
6 京整第60号－ 2	令和 6 年 4 月16日	豊前市大字沓川638番 4	97.40	5.00～6.08
6 京整第60号－ 3	令和 6 年 5 月 9 日	行橋市大字中津熊字シブミ322番 4、322番 9、323番 4	77.15	5.00～6.00
6 京整第60号－ 4	令和 6 年 6 月25日	築上郡吉富町大字鈴熊86番 4	71.87	6.00～6.70
6 京整第60号－ 5	令和 6 年 7 月19日	行橋市泉中央五丁目1125番 1、1125番 5	35.14	6.00
6 京整第60号－ 6	令和 6 年 7 月19日	行橋市西泉七丁目1124番 1、1124番15、水路の一部	67.19	6.00～6.50

6 京整第60号 － 7	令和 6 年 8 月 2 日	行橋市西宮市五丁目437番 1 、437番 5	96.17	6.00～8.00
6 京整第60号 － 8	令和 6 年 8 月 5 日	行橋市行事四丁目416番 8	62.53	6.00
6 京整第60号 － 9	令和 6 年 9 月 6 日	行橋市行事六丁目99番 5、 107番 9、行事七丁目98番 6 、98番13、98番38、98番44、 98番48、98番50	52.80	6.05
6 京整第60号 － 10	令和 6 年 9 月24日	行橋市行事七丁目104－ 1	73.59	6.00
6 京整第60号 － 11	令和 6 年10月18日	行橋市泉中央八丁目656番 1 、652番 3 の一部、656番13、 656番14、656番15	59.45	6.10
6 京整第60号 － 12	令和 6 年12月10日	行橋市泉中央八丁目91番 3	72.70	6.00
6 京整第60号 － 13	令和 7 年 1 月27日	行橋市大字宝山字桂木610番 1、610番12	59.09	6.00～8.00
6 京整第60号 － 14	令和 7 年 2 月26日	行橋市大字下津熊字五月田 1146番 3、大字中津熊字ユウ ノコ412番 3、道の一部	46.00	6.00
6 京整第60号 － 15	令和 7 年 2 月25日	行橋市大字長音寺字大典56番 4	95.70	6.00～6.36
6 田整第368号	令和 6 年 5 月20日	田川市大字夏吉194番159、 194番397、194番398、194番 461、1261番 4、道の一部	51.15	6.02～6.03
6 田整第368号 － 2	令和 6 年 6 月 4 日	田川市大字川宮779－ 8	67.36	5.00～5.10

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第 1 号）第22条第 2 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長 (m)
6 福整第 1 号	令和 6 年 6 月 5 日	全部廃止	糟屋郡新宮町下府三丁目 961－ 4、964－ 4、965－ 4	43.9

6 福整第 2 号	令和 6 年 8 月15日	全部廃止	糟屋郡久山町大字久原字堀 田1912－ 1、1912－ 13、 1939－ 2、1939、1912－ 2 、1912－ 14、1940－ 2、 1941－ 1、1940－ 1、1940 － 9	283.29
6 福整第 3 号	令和 6 年 8 月26日	全部廃止	糟屋郡宇美町明神坂三丁目 5301－ 2、5303－ 3 の一部	32.00
6 福整第 4 号	令和 6 年 9 月20日	一部廃止	糟屋郡宇美町宇美東二丁目 1682番20、1682番28、1682 番29	5.0
6 福整第 5 号	令和 7 年 3 月14日	一部廃止	糟屋郡須恵町大字植木字下 小川原679－ 8	転回広場
6 北整第2064号	令和 7 年 2 月14日	全部廃止	宗像郡津屋崎町大字津屋崎 字山川226－ 10、220－ 3、 219－ 10、222－ 5、宗像郡 津屋崎町大字津屋崎字清田 浦222－ 10、宗像郡津屋崎 町大字津屋崎字清田浦212 － 2	119.10
6 北整第2064号－ 2	令和 7 年 2 月18日	全部廃止	宗像郡津屋崎町大字津屋崎 655の 1、656、657番地	110.40
6 北整第2064号－ 3	令和 7 年 2 月28日	全部廃止	宗像郡福岡町手光字山中湯 浦2512の 1	461.50
6 北整第2064号－ 4	令和 7 年 2 月28日	全部廃止	宗像郡福岡町上西郷字門田 28番地の 1	592.60
6 北整第2064号－ 5	令和 7 年 2 月28日	全部廃止	宗像郡福岡町字竹尾1170－ 1	96.80
6 飯整第151号	令和 6 年 4 月17日	全部廃止	嘉穂郡桂川町大字土居字チ サノキ410－ 9、字子ヤ457 － 1、457－ 2 の一部、456 － 2 の一部、456－ 3、水 路の一部	63.00
6 飯整第151号－ 2	令和 7 年 1 月31日	全部取消	飯塚市菰田西三丁目211番 1、211番 2、207番20の一 部	46.80
6 飯整第151号－ 3	令和 7 年 1 月31日	全部取消	飯塚市棕本字平ノ口457番 1、457番17、457番 4 の一 部	97.17
6 飯整第151号－ 4	令和 7 年 1 月31日	全部取消	飯塚市若菜字浦田256番 2	44.66
6 飯整第151号－ 5	令和 7 年 1 月31日	全部取消	飯塚市川島字卯ノ木880番 1	26.00

6 飯整第151号－6	令和 7 年 1 月31日	全部取消	飯塚市鯉田字中島1253番 2、1257番 1、1257番 3、1257番 4、3247番 4、3247番 5	73.42
6 飯整第151号－7	令和 7 年 1 月31日	全部取消	飯塚市楽市字キウリ町318－1	57.04
6 飯整第151号－8	令和 7 年 1 月31日	全部取消	飯塚市秋松字中ノ坪855番 1	43.62
6 飯整第151号－9	令和 7 年 1 月31日	全部取消	飯塚市秋松字江ノ本 4－6、4－8、5－2、6－12、6－17、6－19、字鯉籠 9－7、忠隈字釈538－17、538－18、538－19	58.89
6 南整柳第537号	令和 6 年12月 3 日	全部廃止	大川市大字下林433－1 の一部、433－5 の一部、433－6 の一部	160.4
6 女整第292号	令和 6 年 5 月10日	一部廃止	筑後市大字長浜字舟底2059番13、2059番14、2059番15、2059番16、字上牟田々 2160番 2、2160番4、里道の一部	64.1
6 朝整第200号	令和 6 年 5 月 1 日	全部廃止	朝倉郡筑前町栗田2680－1 番地	312.00
6 田整第509号	令和 6 年 6 月17日	一部廃止	田川郡香春町大字中津原 2650－1、2650－21、2650－22、2650－23、2652－1、2652－2	54.30
6 田整第509号－2	令和 6 年 6 月17日	一部廃止	①田川郡香春町大字中津原 2650－17 ②田川郡香春町大字中津原 2650－12	①9.00 ②5.00
6 田整第509号－3	令和 6 年 6 月17日	一部廃止	①田川郡香春町大字中津原 2650－18 ②田川郡香春町大字中津原 2650－18、2735－1、2735－2	①19.60 ②35.30
6 田整第509号－4	令和 6 年 6 月17日	一部廃止	①田川郡香春町大字中津原 2650－13、2744－1 ②田川郡香春町大字中津原 2650－13、田川郡大任町大字今任原4118－1 ③田川郡香春町大字中津原 2650－13、2744－1、田川郡大任町大字今任原4118－	①34.70 ②35.30 ③44.00

			1	
--	--	--	---	--

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡須恵町大字上須恵字東原183番 1 から183番10まで、184番 1 から184番 9 まで及び185番 7 から185番10まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市三潆町草場151番地 1
株式会社 G R A F
代表取締役 松村 匡展

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 6 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
令和 7 年度新福岡県営住宅総合管理システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県建築都市部県営住宅課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
東芝デジタルソリューションズ株式会社 九州支社
- (2) 住所
福岡市中央区長浜二丁目 4 番 1 号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
76,784,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条 1 (b)(ii)及び(c)(i)に該当

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第37条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に備え置きます。

令和 7 年 6 月 6 日
福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見を募集しなかった理由
水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 号）等の施行に伴い、当然必要とされる規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第 4 項第 8 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 要領の改正日
令和 7 年 6 月 6 日

監 査 委 員

福岡県監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 6 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

- 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所
- | | |
|-------|--|
| 堀 芳郎 | 福岡県福岡市早良区昭代三丁目 4 番32号 |
| 外山 啓太 | 熊本県熊本市中央区帯山一丁目 9 番 1 号 |
| 鈴木 聡 | 福岡県福岡市南区皿山四丁目14番40号 |
| 水城 寛司 | 福岡県福岡市城南区東油山一丁目25番 5 号 |
| 清水 剛 | 福岡県福岡市南区横手三丁目23番 1 号 |
| 山口 真彦 | 福岡県福岡市城南区別府五丁目 3 番20号 サンメゾン別府 5 丁目601号 |
| 佐藤 陽平 | 福岡県北九州市小倉北区金田一丁目 1 番 5 - 608号 |
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和 7 年 6 月 6 日から令和 8 年 3 月31日まで

監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9 項の規定により報告した病院事業、流域下水道事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査の結果（令和 7 年 3 月24日 6 監総第1395号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 6 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

7 健 第 3 7 6 号
令和7年5月8日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 殿
同	世 利 洋 一 殿
同	森 中 行 一 殿
同	原 誠 志 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年3月24日6監総第1395号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 (病院事業会計)	行政財産の目的外使用料に係る納入通知書の納期限について、調定の日から20日以内とすべきところ、これを超えた日付としていた。	病院事業会計システムにおいて、納入通知書を発行する際に納期限が発行日から20日以内でないとエラー表示されるように改修した。 所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は、財務事務に係る研修を確実に受講する。 ・ 担当者及び上司は、調定などの財務に係る決裁時に、事務処理に誤りがないか福岡県病院事業財務規則と照合するとともに、会計事務チェックシートを活用し確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記する。また、今回の誤りについて担当者間の引継書に記載し、これらに基づき事務処理を行う。

7 下水第201号
令和7年5月12日

福岡県監査委員

塩川正一殿

同世利洋一殿

同森行一殿

同原誠志殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年3月24日6監総第1395号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部 （流域下水道事業 会計）	調査業務委託において、一部の調査を夜間実施から昼間実施へ変更した際、交通誘導警備員の経費を昼間実施の金額に変更していなかったため、積算過大となっていた。	所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は、新土木積算システムの夜間補正の設定や解除を行う際、の注意点をまとめた資料を作成し、随時確認する。 ・ 担当者は設計書の起案時に、数量計算書において調査数量を昼間と夜間それぞれを別葉にて集計する。 副長は、設計書のチェック時に各作業の昼夜区分を数量計算書等の書類及び担当者への聞き取りにより確認する。 課長は、決裁時に数量計算書を取りまとめた集計表と積算内訳書との整合を確認する。 ・ 課長は、課職員へ土木技術関連の会議等の内容を周知する際に、併せて、積算を行うに当たり誤りやすい事例や積算内容のチェックの徹底について繰り返し指導する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートを新規に作成し、これに基づき事務処理を行う。

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和7年3月24日6監総第1395号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年6月6日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	原中誠志

7行経第424号
令和7年5月7日

福岡県監査委員
同 塩川正一 殿
同 世利洋行 殿
同 森中誠一 殿
同 原志 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年3月24日6監総第1395号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 薬務課	領収証紙により徴収した登録販売者試験手数料について、当該納付書の紙面と彩紋とにかけて消印すべきところ、これが漏れていた。	所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 領収証紙の消印作業については、件数が膨大である場合は、他係も分担してチェックを実施する。 ・ 決裁時には、決裁ルート上の職員が会計事務チェックシートを活用して確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部 中小企業振興課	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて352,484,000円増加している。	収入未済額の縮減に向けて以下の取組を引続き実施し、一層の回収を図る。 - 事業継続中の延滞先に対しては、担当者が定期的に経営状況を把握し、償還を指導することにより、回収額の増額を図る。 - 事業を休廃止している延滞先に対しては、債権管理調査員を活用し、連帯保証人への督促や担保物件の処分を行うことにより、延滞債権の回収を図る。 - 回収が困難な債権については、徴収停止措置や不納欠損処理による債権整理を遅滞なく行う。 また、新たな収入未済の発生を防ぐため、定期的に貸付先の経営状況を把握し、貸付先に対して、以下の支援策を講じる。 - 中小企業診断士の診断結果を活用して経営改善を支援していく。 - 返済条件の変更や履行期限の延期により、償還を継続できるよう支援していく。
保健医療介護部 保健医療介護総務課	計画書製作業務委託のうち計画書配布業務において、県の都合により配布先の箇所を減少させた際、仕様変更を受託者と協議し、変更契約をすべきところ、これを行っていないかった。 所属長は、このことについて口頭で承認していた。	所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 - 委託業務の内容を変更する必要がある場合、受託者と協議を行い、変更契約の要否も含め、書面で意思決定を行う。 「会計事務チェックシート（委託料）」に、新たに「変更契約」の項目を設け、委託業務の内容を変更する場合、必要な手続を行っているかを確認する。 - 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
環境部 循環型社会推進課	サイト更新業務委託契約について、受託者から履行期限の延長の申し出があった際、書面により委託期間を変更すべきところ、これを行っていないかった。 所属長は、このことについて口頭で承認していた。 これにより、完了検査において、履行期限を超過した履行完了日を認定していた。	所属長は、職員に対し、今回の誤りを示し、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 職員は、書面による変更契約を要する事項及び履行期限の確認を含む契約事務について、財務規則及び会計事務研修会資料により確認し、適正な契約事務を行う。 ・ 担当者及び担当係長で受託者の業務進捗管理を行う。 ・ 変更契約が必要となる可能性が生じた場合は、担当者は速やかに上司及び契約に関する制度を所管している部署に確認し、必要があれば変更契約を行う。 ・ 会計担当係長は、契約の締結及び支出の決裁時に、リスク対応シートに基づく事務処理が確実に実行されているか確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
福祉労働部 保護・援護課	業務履行証明書について、証明書を発行した日を証明日とすべきところ、申請者から当該証明書の証明日を遡及してほしいとの依頼を受け、所属として申請者の依頼に応じる旨の決裁を行い、証明日を遡及した証明書を発行していた。	所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 会計処理及び文書事務の両面から正規のルールを再確認し、今後、同様の申請がなされた場合は、申請者に対し、証明書発行日が証明日となる旨の説明を行う。 ・ 担当者及び上司は、内部統制制度のリスク対応シートにおける処理段階のリスクとして、証明書の証明日の遡及を禁ずる旨の視点を追加し、これに基づき事務処理を行う。 ・ 上司は、証明書発行の際、誤った処理が行われていないか確認する。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	雑入（福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、福岡県新型コロナウイルス重点医療機関体制整備事業費補助金（クラスター分）及び福岡県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費補助金に係る返還金）について、収入未済額が76,145,000円発生している。	本件の収入未済は、病床確保要請に応じた入院受入体制が整っていないなど、補助を受けた事業者に不正行為があったことから、補助金の交付決定を取り消し、全額返還を求めたが、これに応じないために生じたものである。 所属長は、職員に対し、今回の不正内容を示した上で、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 今後、類似の補助制度を運用する場合は、補助金の交付申請を補助対象機関に案内する際、補助金交付要綱を遵守した事業の適正な実施について、十分に周知し、理解を促す。 ・ さらに、審査に必要な電子データや証拠書類の照合を行うのみならず、必要に応じて現地での調査を行うことにより、不正行為を防止し、補助対象経費が適正であることの確認を行う。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。 なお、収入未済額の回収のため、債務者への督促等を行っており、引き続き、債務者への定期的な督促を行い、収入未済額の回収に努める。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
環境部	雑入（行政代執行に係る徴収金）の収入未済額が、前年度に比べて303,935円減少しているものの、依然として多額である。	本件の収入未済は、産業廃棄物処理業者の不適正処理により生じた生活環境保全上の支障のおそれを除去するために実施した行政代執行費用に関するものである。 行政代執行事案が新たに発生しないよう、不適正処理の未然防止、早期是正を図るため、保健福祉環境事務所とともに監視指導課職員も立入検査を行う機会を設けるなど産業廃棄物処理に対する監視指導体制を強化した。 既に発生している収入未済について は、滞納者の財産調査を実施し、新たに判明した財産の差押えや一括納付が困難な滞納者からの一部納付等により、収入未済縮減に努めている。
商工部	雑入（福岡県感染拡大防止協力金返還金）の収入未済額が208,686,862円と多額であり、また前年度と比べて15,000円増加している。	収入未済額の縮減に向けて、以下の取組を実施し、一層の回収を図る。 ・ 令和6年度から弁護士法人に債権回収業務を委託し、分割返納中の者を含むすべての債権者に対して、文書や現地訪問による督促を行っている。 ・ 同法人による高額滞納債権者に対する資力調査や所在不明な債権者に対する居所調査を通じて、当該債権者の状況を把握した上で、訴訟提起も視野に入れて収入未済解消に向けた対応を検討していく。 ・ 弁護士法人による債権回収を講じてもなお回収が困難な債権については、徴収停止措置や不納欠損処理による債権整理を遅滞なく行う。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	書庫と専用ベース（いずれも5万円未満）について、書庫（合計額5万円以上）として一体で使用する目的であることから備品購入費で購入すべきところ、その他需用費で購入していた。	所属長は、担当者及び上司に対し、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は財務会計事務研修を受講する。 ・ 管理係長は、係会議で全係員に通知文書により誤りの内容を説明し、同じ過ちを繰り返さないよう注意を促す。 ・ 担当者及び上司は、所掌業務に関する通知は、課内で回覧するだけではなく手元に常備しておき、事務処理の際に確認を行い、人事異動後の後任にも引継ぎを行う。 ・ その他需用費で物品を購入する際は、担当者は当該物品が備品購入費の対象でないことを確認後、「いずれの物品も、一体物としても5万円以上（備品）ではない㊦」というゴム印及び担当者印を支出負担行為決議書（兼支出命令書）に押印する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和7年3月24日6監総第1395号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年6月6日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

7 教財第257号
令和7年5月1日

福岡県監査委員	塩川正一 殿
同	世利洋介 殿
同	森行一 殿
同	原中誠志 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年3月24日6監総第1395号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、
別紙のとおり、通知します。

別紙

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 教育振興部	地域改善奨学資金貸付金 償還金の収入未済額が、前年 度に比べて68,690,492円減 少しているものの、依然とし て多額である。	地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収 については、戸別訪問や電話による督促等の 取組を行ってきており、収入未済額が減少し てきていることから、引き続き以下の取組を 行うこととした。 ・ 奨学金相談員及び課職員による、滞納者へ の戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計 画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知 徹底を行うとともに、訪問時不在だった者 に対しては、電話督促を実施するなど、返還 の再開及び継続的な返還が行われるよう督 促を行う。 ・ 奨学金返還督促強調月間を設定し、8月と 2月を中心に、担当者だけではなく、担当者 が所属する係全員で電話督促を行う。また、 これまで日中の戸別訪問で面接が出来なか った滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方へ 変更した戸別訪問を行う。 ・ 長期滞納者に対しては、債務承認書を送付 し回収を行うとともに、返還の督促及び返 還計画の提案を行う。 ・ 県外に居住している滞納者に対しては、職 員による戸別訪問を実施する。 今後も、より効果的な取組を検討するな ど、収入未済の解消に向け債権の回収に努め ることとした。

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 教育総務部	書庫と専用ベース(いずれも5万円未満)について、書庫(合計額5万円以上)として一体で使用する目的であることから備品購入費で購入すべきところ、その他需用費で購入していた。	所属長は、所属職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、年度末及び年度当初における物品管理に関する事務処理について記載された総務事務厚生課発出の通知を再周知するとともに、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は、会計事務チェックシートに上記通知の内容を盛り込み、一体として使用可能な物品で、且つ備品として購入する物品ではないかを確認する。 ・ その他需用費で物品を購入する際は、担当者は当該物品が備品購入費の対象でないことを確認の上、支出負担行為決議書(兼支出命令書)の余白に「17 節対象外」と記載し、押印する。 教育委員会は、監査の指摘を受け、全所属に対して今回の事例を通知文で発出し、今後同様の誤りが無いよう周知するとともに、内政部統制に係るリスク対応シートを活用し再発防止を図ることとした。

監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した随時監査の結果（令和7年3月24日6監総第1395号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年6月6日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

7 県土総第346号
令和7年5月9日

福岡県監査委員
同 塩 川 正 一 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 森 中 行 一 殿
同 原 誠 志 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年3月24日6監総第1395号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 道路維持課	適正な手続を経ずに緊急用前渡資金（現金）が支払われていた。	所属長は、今回の事例を所属職員に周知するとともに、所属資金前渡職員（出納員）及び担当者に対し、緊急用前渡資金の交付事務について、「財務会計事務の手引き（資金前渡）」により確認を行うよう指示した。 また、以下の取組により再発防止を図るよう指導した。 ・ 所属資金前渡職員及び担当者は、財務会計事務研修（研修科目「資金前渡」）をあらためて受講する。 ・ 緊急用前渡資金の交付は、所属資金前渡職員（不在の場合のみ指定する補助職員）が行うことを徹底する。 ・ 所属資金前渡職員は、月末に、前渡資金差引簿と保管現金の一致を確認した上で、所属長からの繰越承認を確実に受ける。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及び再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	郵便切手の管理において、所属長の承認を得ずに切手の払出しを行っていたこと、購入した切手の記帳の集計を怠っていたこと、また、月末の集計を行っていないことが、監査実施日に郵便切手等出納整理簿と現物が一致せず、適正な管理がなされていないことがあった。	所属長は、全職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・郵便切手の払出しについては、その都度、所属長の承認を受け、出納員（不在の場合のみ経理員）が行う。 ・会計担当者は、出納の都度、切手の種類・枚数を郵便切手等出納整理簿に記載する。 ・また、毎月末、当該月の受入・払出しを合計し、残数及びその金額を郵便切手等出納整理簿に記載する。出納員は、郵便切手等出納整理簿と現物との一致を確認する。 ・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、今後の事務処理で活用する。